

## ふれあい いきいきサロン 活動紹介

## ウエスト・オリエンタル・クラブ W.O.C 会

W.O.C会は、第四寿会（高田地区）を中心に若手有志3名で立ち上げて、地域のお年寄りが「何かをしてもらう」だけではなく、「何をみんなにしてあげられるのだろうか」と考えて自ら行動する事を心がけて活動しています。

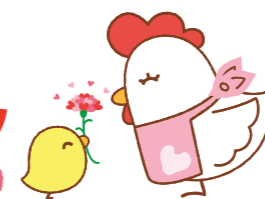
普段は、月2回程度の交流イベントを開催しており、季節ごとの風物を取り入れた小物作品を手作りしたり、コーヒータイムで親睦を深めています。

参加者は、ひとりひとりが主体となることで自分の役割や楽しさ、生きがいを見出し、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指して活動に励んでいます。

※掲載写真は過去（新型コロナウイルス感染拡大前）に撮影されたものです。



## ひよこハウス 子育てサロン



皆さんのお住まいの地区公民館・こども園・保育園等で、乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。毎回いろいろな催しがあり、保護者の方も交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

### ○日程と場所

- 6月16日（水） 中央公民館
- 7月7日（水） 七夕会 高田公民館
- 8月18日（水） 中央公民館
- 9月15日（水） 中央公民館

### ○定員

各日、先着順 15組

### ○時間

午前9時45分～11時45分

新型コロナウイルスの状況や天候等により中止になることがあります。最新の開催情報は、養老町社会福祉協議会ホームページかお電話でご確認ください。

### ○お問い合わせ

養老町社会福祉協議会  
☎0584-34-3504

### 仲良し社会見学中止のお知らせ

本会では、ひとり親家庭福祉事業の一環として毎年、夏休み期間中に仲良し社会見学を実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、児童や保護者の皆様方の安全を第一に考慮しました結果、今年度の夏休み期間中に実施予定でした仲良し社会見学は中止させていただくことといたしました。

ご予約いただいております皆様方には大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ヘルプマークはご存知ですか？



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方々が身に付けています。外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方もいます。

思いやりのある行動をよろしくお願いします。

### 心あたたまご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

養老整形外科クリニック設置募金箱 様	22,740 円
水谷佳一・千草 様	10,000 円
Studio K5 様	50,000 円
社協募金箱	4,270 円
匿名（4件）	1,070,000 円

### あなたのご相談に無料でお答えします。

**心配ごと相談** あなたのお困りごとの相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）  
毎月第2・第3水曜日 午後1時～午後4時

**法律相談** 弁護士が法律に関する相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）  
毎月第3木曜日 午後1時～午後3時  
※予約が必要です。

あらかじめ電話で予約してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、各事業を中止または延期させて頂くことがあります。

最新の開催情報は、養老町社会福祉協議会ホームページかお電話でご確認ください。

普段よりホームページでは社会福祉に関する情報を発信しております。



養老町社会福祉協議会

検索

<http://www.yoro-shakyo.jp/>



編集発行 社会福祉法人  
養老町社会福祉協議会  
養老町高田 79-2  
TEL 34-3504  
FAX 34-0066  
発行日 令和3年6月吉日

日常生活自立支援事業のご案内

どんな人が利用できるの？

日常生活自立支援事業は認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等の判断をすることが不安な方や、日常生活に必要なお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方がご利用できます。

ただし、このサービスはご本人との契約に基づいて行われますので、契約内容について判断をし得る方が対象となります。

どんなお手伝いをしてくれるの？

- ①福祉サービス利用のお手伝い                      ②日常的なお金の出し入れのお手伝い
- ③日常生活に必要な事務手続きのお手伝い    ④銀行の貸金庫等で大切な書類等をお預かり

※福祉サービス利用援助が目的であるため、③、④のみの利用はできません。

利用料はいくらかかるの？

援助内容	利用料
・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理サービス	1時間あたり 1,000円 (1時間を超えると15分ごとに250円加算)
・書類等預かりサービス	1ヶ月あたり 500円

※契約までの相談等は無料です。

※契約後の援助には利用料がかかります。生活保護世帯は無料です。

サービスを利用するにはどうしたらいいの？

まずは養老町社会福祉協議会までご相談ください。 ☎0584-34-3504

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得者世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、特例貸付を実施しています。

生活福祉資金貸付制度の詳細と最新情報については、  
岐阜県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

<https://www.winc.or.jp/contents/services/shikin/>



実施主体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

相談・申込窓口：養老町社会福祉協議会（養老町老人福祉センター内） ☎0584-34-3504

※新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いのある方は、窓口へ直接訪問する前に、必ず事前にお電話でご相談ください。

養老町社会福祉協議会 令和3年度 事業計画

人口減少社会が到来し、家族や地域社会が大きく変化していく中で、住民同士による支え合いの基盤となる地域のつながりを従来どおり維持することは困難になってきています。また、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化し、従来の制度では対応が困難な事例が増加しています。また近年は大規模災害によって身近な地域で甚大な被害が発生し、いづどこで起こるか分からない災害に備えて、準備が求められています。

こうした社会情勢の変化の中、本会は、福祉のまちづくりをすすめることを使命に、支部社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア、福祉施設、関係機関・団体、行政機関等とこれまで以上に緊密に連携を取りながら、地域との協働によりその解決を図り、子どもから高齢者まで全ての人々がともにたすけ合い、安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として役目を果たしていきます。

主な活動及び事業

1. 法人運営事業
  - (1) 理事会・評議員会の開催
  - (2) 支部社協活動の支援
  - (3) 戦没者追悼式の開催（令和3年9月10日）
  - (4) 福祉サービス苦情解決制度
  - (5) 事業の方向性等に関する検討
2. 企画広報事業
  - (1) 広報誌「社協だより」の発行
  - (2) 社会福祉大会の開催（令和3年9月25日）
  - (3) ホームページを活用した情報提供
3. 心配ごと相談事業
  - (1) 心配ごと相談の実施（毎月第2・3水曜日）
  - (2) 弁護士による無料法律相談の実施（毎月第3木曜日）
  - (3) 心配ごと相談員研修会の開催
4. ボランティア活動事業
  - (1) 情報発信の充実
  - (2) ボランティア活動の相談・需給調整
  - (3) ボランティアルームの提供
  - (4) 福祉教育の推進
  - (5) 福祉協力校への助成
  - (6) ボランティア保険の加入促進
  - (7) 災害救援ボランティア養成講座の実施
5. 地域福祉活動推進事業
  - (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
  - (2) 友愛訪問事業（ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・重度障がい者）
  - (3) ひとり親家庭児童の社会見学の実施
  - (4) ひとり親家庭福祉事業の援助
  - (5) 園児と高齢者の交流事業の援助
  - (6) レクリエーション活動物品の貸出
  - (7) ひとり暮らし老人給食サービスの実施（年3回）
  - (8) 生活支援サービスの開発・普及及び基盤整備の推進
6. 敬老事業
  - (1) 各支部による敬老会の開催
  - (2) 長寿祝金事業
7. 在宅福祉活動推進事業
  - (1) 福祉車両の貸出
  - (2) 車いす・点字器・アイマスク等福祉教育資料の貸出
8. 共同募金配分事業
  - (1) 赤い羽根共同募金運動の実施
  - (2) 歳末たすけあい募金運動の実施
  - (3) 障がい（児）者福祉事業
  - (4) 児童福祉事業
9. 生活福祉資金貸付事業
  - (1) 生活支援相談センターとの連携による生活困窮者への支援
  - (2) 生活福祉資金の貸付・償還指導
  - (3) 同和更生資金の償還指導
10. 生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業
  - (1) 生活管理指導員（ホームヘルパー）による良質なサービスの提供
11. 子育て支援事業
  - (1) ひよこハウス子育てサロンの開催
  - (2) ひよこハウス（季節イベント）の開催
  - (3) 子育て相談
12. 福祉サービス利用援助事業
  - (1) 日常生活自立支援事業の実施
  - (2) 成年後見制度の利用支援及びPR
  - (3) 成年後見支援事業の実施及び推進
  - (4) 法人後見事業の体制整備
13. 老人福祉センター管理運営事業
  - (1) 同好会・クラブ活動に対する活動の場の提供
  - (2) 生きがいと健康づくり
  - (3) レクリエーション
  - (4) 入浴事業
  - (5) サービスの質の向上と運営の効率化
  - (6) 安心して利用できる施設の維持管理
14. 養老福祉作業所運営事業
  - (1) 利用者の立場に立ったサービス提供
  - (2) 必要な指導、訓練を適切に行い、能力に応じた職業の提供
  - (3) 施設外就労の提供
  - (4) 利用者の健康管理、健康診断の実施
  - (5) 音楽療法やダンス、書道など趣味・教養の取り組み
  - (6) 保護者会と協働し、地域に開かれた施設運営
  - (7) 市町村や保健医療サービス、福祉サービス提供事業所との密接な連携
15. グループホーム運営事業
  - (1) 職員の資質向上を図るとともに質の高いサービスの提供
  - (2) 地域との結びつきを大切に地域に開かれた施設づくり
  - (3) 共同生活を行うために必要な相談援助
  - (4) 透明性のある健全かつ多様な運営の工夫
16. 障がい者相談支援体制整備事業
  - (1) 相談支援体制の構築
  - (2) 相談支援制度の広報啓発